ガバナンス

コーポレートガバナンス 50
リスクマネジメント 52
コンプライアンス 53
IR コミュニケーション 54

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

日本ゼオンは、株主をはじめとする多様なステークホルダーの利益を尊重し、利害関係を調整しつつ収益を上げ、企業価値を継続的に高めることを目指します。その実現のために、コーポレートガバナンスを通じて効率的かつ健全な企業経営を可能にするシステムを構築する努力を継続します。

また、内部統制システムを整備することにより、各機関・社内組織の機能と役割分担を明確にして迅速な意思決定と執行を行います。その経過および結果については適切な監視と情報公開を行い、経営の透明性の向上に努めます。

コーポレートガバナンス基本方針
https://www.zeon.co.jp/csr/concept/pdf/200281514.pdf
コーポレートガバナンス報告書
https://www.zeon.co.jp/news/assets/pdf/220705.pdf

日本ゼオンのコーポレートガバナンス体制を構成する主な組織は以下のとおりです。

取締役会

取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則毎月開催しています。法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定などの職務を行います。2022 年 7 月現在、社外取締役 3 名を含む 9 名の取締役によって構成されています。

常務会

常務会は、常務会規程に基づき、代表取締役、常務以上の役付執行役員などで構成され、原則毎月 2 回開催し、経営に関する重要事項について、出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定します。議案のうち取締役会規程に定めのある重要事項について、取締役会にて審議・決定しています。

監査役会

監査役会設置会社として、社外監査役 3 名を含む 5 名で構成される監査役会を設置しています。監査役会では重要事項について報告・協議・決議を行います。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、取締役会への出席、子会社を含む業務状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っています。

役員指名・報酬委員会

役員の指名・報酬等に係る、取締役会の機能の客観性、透明性を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として設置されています。委員 4 名で構成され、そのうち 3 名は独立社外取締役です。

コーポレートガバナンス体制図（2022 年 9 月現在）

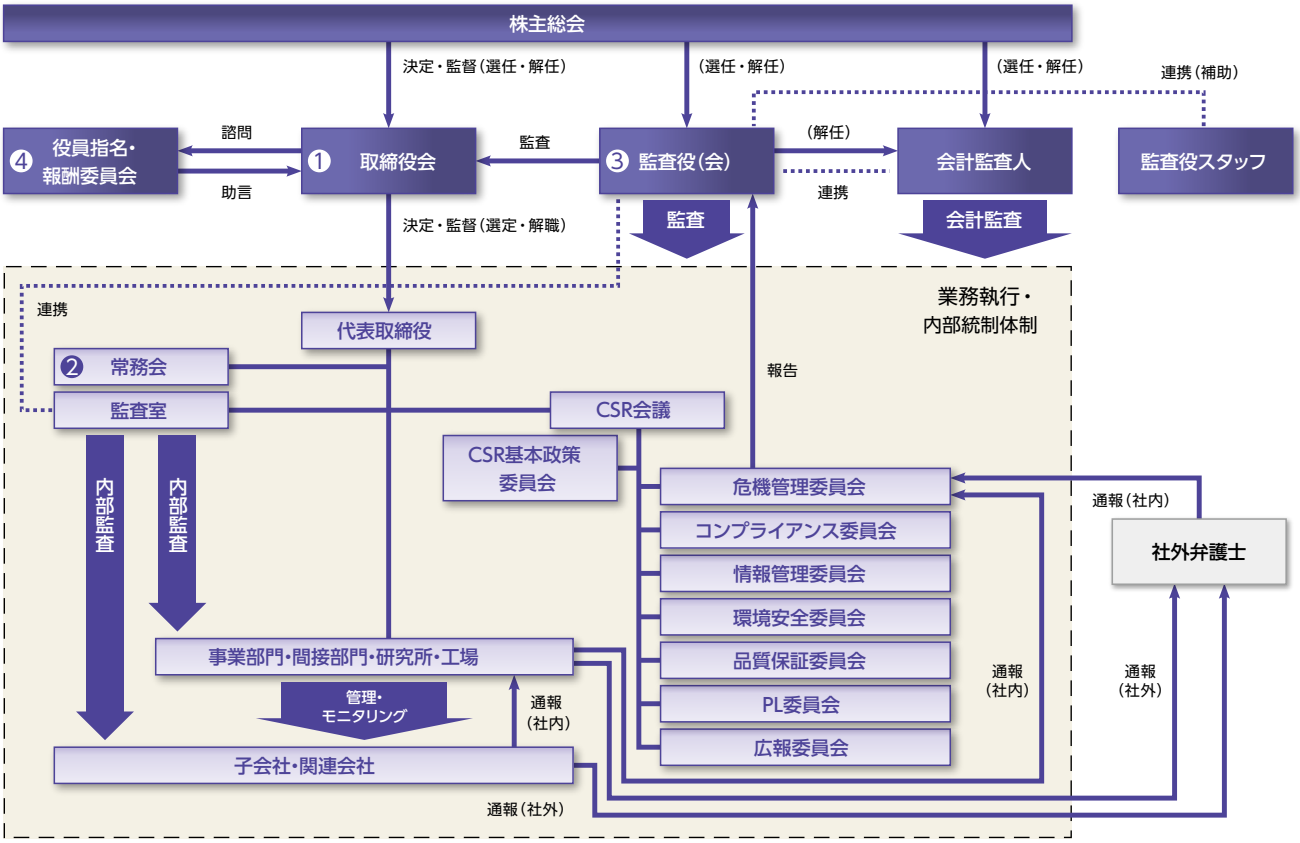

リスクマネジメント

リスクマネジメント体制

危機管理委員会がゼオンのリスクマネジメントを推進しています。法令違背の防止や法令遵守についてはコンプライアンス委員会のもとで活動しています(体制等詳細はコンプライアンス(→ P.53) に掲載)。情報管理委員会では情報の入手から廃棄に至るまでの適切な管理を行っています。

リスクマネジメント・コンプライアンス体制図

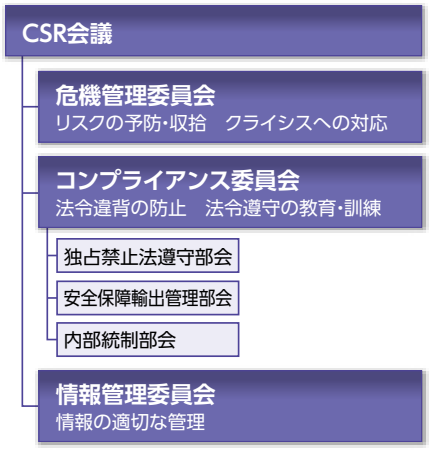

危機管理委員会　2021 年度の実績

・発生した案件の処理および再発防止策の策定
・リスクおよびクライシスに対する統制活動の充実
例:大規模地震を想定した事業継続計画 (BCP) の内容見直し

BCP の策定と訓練実施

地震や風水害などによる事業継続への影響を軽減すべく、事業継続計画書 (BCP) を策定し、その実効性を高めるために訓練を実施しています。2021 年度は全社訓練 1 回、本社のテレワーク常態化を前提とした危機管理チーム (CMT) 訓練 2 回、工場訓練 2 回を実施しました。

また、事業部や工場はそれぞれの BCP を作成し、非常時に即応できる体制を構築するとともに、継続的な見直し (BCM) や独自の訓練を実施しています。

内部通報制度

ゼオンでは、潜在的なリスク情報を早期に収集して適切に対処するために、内部通報制度を整備しています。リスク情報の通報ルートとして、上司経由または直接の危機管理委員会への通報という社内窓口のみならず、社外に設置した弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」を設けています。(下記①～③)

危機管理委員会は通報内容について事実関係の調査を行い、その調査結果から社内の組織に対策を指示するなど、適切に対処しています。

2021 年度 内部通報件数:4 件

内部通報のフロー

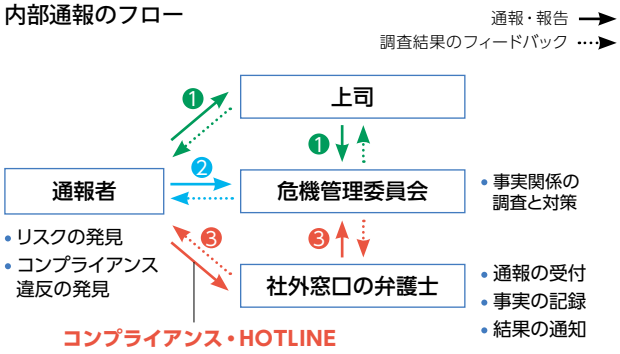

「コンプライアンス・HOTLINE」

通報先:弁護士　吉村 浩
事務所:〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-9-7(池谷ビル3階)
吉村法律事務所
電話:03 (3264) 1805
FAX:03 (3264) 1806
E-Mail:yosimura@tkh.att.ne.jp

コンプライアンス

コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会が、ゼオンのコンプライアンス活動を推進しています。コンプライアンス委員会には、独占禁止法遵守部会、安全保障輸出管理部会、内部統制部会の 3 つの下部組織があります。

ゼオンのコンプライアンス体制図

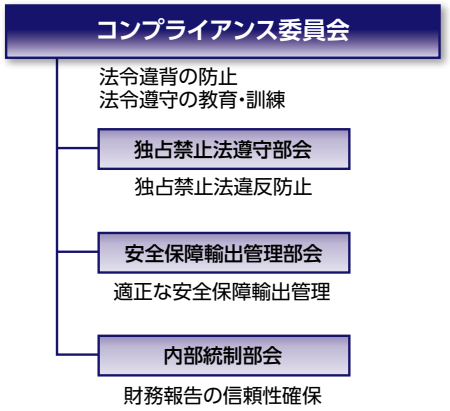

コンプライアンス委員会

2021 年度の実績

・コンプライアンス意識の浸透・定着を図る活動の継続
・海外グループ企業に対する法務リスク管理体制の再整備

独占禁止法遵守部会

・事業部門における製品販売価格改定に際して事前審査を行い、競争会社の役職員と面談する場合の事前審査や業界団体への出席調査を実施

安全保障輸出管理部会

・一般社員向け講習会および各部署担当者向け講習会を実施
・リスト規制該非判定や取引審査の最終判定を多数実施

内部統制部会

・連結決算を誤るリスクを抽出しリスク防止のための統制を構築。その統制が正しく機能しているかの評価を実施
・2021 年度は 5 回開催し、非有効な統制は確認されませんでした

内部通報制度

ゼオンでは、潜在的なリスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、内部通報制度を整備しています。
（内部通報制度の詳細は「リスクマネジメント」に掲載）

内部監査

内部監査は、業務上の不正や誤謬の防止を図ることを目的として行われます。

監査室は、各部署が法令や社規等に基づいて適法かつ効率的に業務を遂行しているかを点検・評価し、違反・不遵守事項等があった場合、改善を要請します。また、監査室は、各部署の対策の実施状況について定期的にフォローアップ監査を実施します。

2021 年度実績：32 部署（日本ゼオン 13 部署、国内グループ企業 7 社、海外グループ企業 12 社）

2022 年度計画：36 部署（日本ゼオン 16 部署、国内グループ企業 10 社、海外グループ企業 10 社）

情報セキュリティ監査

情報セキュリティ監査は、情報資産の取り扱いに関する内部監査です。ゼオンの各部門・部署に対し、自主診断形式で実施しています。

IR コミュニケーション

株主とのコミュニケーション

株主との建設的な対話に関する方針

株主との対話は IR・SR 担当部署が主管し、管理担当役員が統括します。IR・SR 担当部署は、当社内の関係部門と適宜情報交換を行い、株主に対する正確かつ偏りのない情報提供を行います。

ゼオンは、四半期毎の投資家向け説明会の開催、日本ゼオン Web サイトにて開示する決算説明資料の充実、個人投資家向け会社説明会への参加など、個別面談以外の対話の手段の充実にも継続的に取り組みます。IR・SR 室は、株主との対話にて寄せられた意見について適宜整理・分析を行い、代表取締役に報告します。ゼオンは、インサイダー取引・適時開示等管理規程に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底し、情報漏洩のないよう株主との対話を行います。

株主総会の実施状況

2021 年 6 月 29 日（火）、本社会議室にて第 96 回定時株主総会を開催しました。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主様に対し健康状態にかかわらず株主総会会場へのご来場差し控えをお願いしましたが、議題の内容を十分吟味いただいた上で書面またはインターネットで議決権を行使できるよう、招集通知を開催日の約 3 週間前に発送しています。同時に株主総会の決議内容を Web サイトにも掲載しています。

そのほか、四半期毎の決算説明会の音声配信や、年 2 回実施しているトップによる経営の現況についての説明動画を配信しています。

トップによる説明動画の配信

株主総会に関する情報はこちら
https://www.zeon.co.jp/ir/stock/meeting.html
決算説明会に関する情報はこちら
https://www.zeon.co.jp/ir/financial/bs.html

株主への情報発信

事業の状況、トピックス等をご紹介する冊子を、年 2 回、株主様あてにお送りしています。

2021 年 12 月発行の「第 97 期中間報告書」では、カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーを実現する「ものづくり」への転換を特集し、要となる方策（2050 年を見据えたカーボンニュートラルマスタープラン策定）、「ものづくり」転換のための 3 大施策と具体的取り組み事例について紹介しました。

今後も個人株主の皆様のニーズに合った誌面、より親しみやすい誌面を目指していきます。

第 97 期中間報告書

年度報告書・中間報告書はこちら
https://www.zeon.co.jp/ir/library/businessreport.html

利益配分

剰余金の配当については、株主の皆様へ安定的、継続的に配当していくことを基本としています。

また日本ゼオンは、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本としています。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。内部留保資金については、積極的な設備投資や独創的技術の開発、生産革新に活用していきます。

株価および配当金の推移に関する情報はこちら
https://www.zeon.co.jp/ir/stock/dividend.html